

平成27年3月31日

建設業者 様

豊田市長 太田稔彦
豊田市事業管理者 横地清明

建設工事における平成27年度入札契約制度の見直しについて（お知らせ）

平素は入札契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

平成27年度における入札契約制度の見直しについて、下記のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては、制度の見直しの趣旨・内容についてご理解いただくとともに、入札契約事務の円滑な執行にご協力をお願いいたします。

記

1 現場代理人の常駐義務の緩和について

豊田市発注工事について、3件以内で契約金額の総額が合計5,000万円未満（建築一式1億円未満）まで、現場代理人の兼務を認めます。

現 状：①豊田市内の建設工事で、当初設計金額が500万円未満の工事1件と、契約金額が2,500万円未満の工事1件の兼務が可能（県発注工事と市発注工事など）。

②豊田市発注の建設工事で、契約金額の総額が2,500万円未満（建築一式5,000万円未満）の工事で3件以内の兼務が可能。ただし、専任が必要な工事の主任技術者等を兼ねていないこと。

↓

変更後：①豊田市内の建設工事で、当初設計金額が500万円未満の工事1件と、契約金額が2,500万円未満の工事1件の兼務が可能（愛知県発注工事と豊田市発注工事など）。

②豊田市発注の建設工事で、契約金額の総額が5,000万円未満（建築一式1億円未満）の工事で3件以内の兼務が可能。ただし、それぞれの契約金額が2,500万円（建築一式工事5,000万円）未満であり、専任が必要な工事の主任技術者等を兼ねていないこと。

2 総合評価方式の評価項目の一部追加について

総合評価方式の企業の信頼性・社会性の評価項目に、「保護観察対象者等の雇用」を追加します。

加点対象となるのは、以下の全ての条件を満たす場合です。

- ・名古屋保護観察所に協力雇用主として登録されていること
- ・保護観察対象者等（同一人）の雇用期間が連続して3か月以上あること
- ・保護観察所の証明日が、入札参加申請日から過去1年以内であること

詳細については、総合評価方式の入札公告に添付の入札説明書をご確認ください。

3 中山間地域維持型一般競争入札の対象工事について

平成27年度から、参加資格を中山間地域（旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区、下山地区、藤岡地区）に限定した中山間地域維持型一般競争入札について、対象工事を以下のとおり一部拡大します。

対象工事	補修、修繕工事等、中山間地域の社会資本の維持に必要な工事で、地域事情に精通した建設企業が当該地域において実施する必要がある工事（新設等の工事を含まない）。 対象は土木一式工事の一部（道路・河川・用排水路修繕工事、 <u>道路・河川・用排水路改良工事、災害対策工事（※）等</u> ）
発注規模	設計金額が概ね2千万円以下のもの

※耐震性貯水槽設置工事、災害用便槽設置工事等

【問合せ先】

総務部契約課	工事担当	電話	0565（34）6616（直通）
総務部技術管理課	検査・技術管理担当	電話	0565（34）6612（直通）
上下水道局総務課	庶務担当、技術担当	電話	0565（34）6653（直通）